

船舶事故調査報告書

平成30年1月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年9月11日 05時02分ごろ
発生場所	岩手県久慈市久慈港東方沖 久慈牛島灯台から真方位113°4.8海里（M）付近 （概位 北緯40°11.2′ 東経141°55.8′）
事故の概要	貨物船りゅうじんは、北北西進中、また、漁船第一永寿丸は、東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年10月2日、主管調査官（仙台事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 りゅうじん、745トン 141802、北海道海運株式会社 B 漁船 第一永寿丸、7.3トン IT2-8048（漁船登録番号）、個人所有 第202-3760号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、三級（航海） 航海士A、五級（航海）（履歴限定） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船尾部外板に擦過傷 B 船首部に破損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m 日出時刻：05時09分
事故の経過	A船は、船長A及び航海士Aほか4人が乗り組み、航海士Aが単独の船橋当直につき、約10ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ）で自動操舵により久慈港東方沖を北北西進していた。 A船は、航海士Aが、左舷前方から接近するB船を認め、A船の進路を避けるものと思ってB船の動静を確認していたところ、更に接近して来たのでB船に対して汽笛を吹鳴し、右舵一杯としたものの、B船と衝突した。 B船は、船長Bほか1人が乗り組み、船長Bが操船し、漁場に向かう目的で約12knの速力として自動操舵により東進していた。 B船は、船長Bが、3MレンジとしたレーダーでA船の映像を認め、A船との距離が離れていたのもう少し様子を見ることとし、映りが悪かった魚群探知機の映像を調整しようと思い、取扱説明書を読むことに夢中になっていたところ、A船と衝突した。

<p>分析</p>	<p>A船は、航海士Aが、左舷前方のB船がA船の進路を避けるものと思い、B船との衝突を避けるための動作をとるのが遅れたことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、船長Bが、レーダーでA船の映像を認めた後、A船との距離が離れていた様子を見ることとし、取扱説明書を読むことに意識を集中してA船に対する見張りを行っていなかったことから、A船に接近したことに気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、日出前の薄明時、久慈港東方沖において、A船が北北西進中、B船が東進中、航海士Aが衝突を避けるための動作をとるのが遅れ、また、船長Bが見張りを行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な時機に衝突を避けるための動作をとること。 ・船橋当直中は、他のことに没頭することなく、常時適切な見張りを行うこと。